

様式第1号

物件番号	R07長警02
------	---------

物 件 調 書

土地の概要

所在地	西彼杵郡時津町浜田郷字長田692-5			地目	宅地
住居表示	西彼杵郡時津町浜田郷692-5			形状	測量図のとおり
面積	(実測面積) 865.89㎡		(登記簿面積) 865.89㎡		
接面道路の幅員及び構造	幅員約4mの舗装私道(建築基準法第42条1項5号道路)に南東側で概ね等高に接する中間画地				
都市計画法・建築基準法に基づく制限	区域区分	市街化区域	用途地域	第一種住居地域	
	建ぺい率	60%	容積率	200%	
	その他の制限	防火指定なし			
所有権を制限する権利設定		無			
私道の負担等に関する事項	私道負担の有無	無	負担の内容		
	道路後退の有無	無	負担の内容		
供給施設の整備状況	供給施設		事業所名		電話番号
	電気	有	九州電力(株)長崎営業所		0120-761-374
	上水道	有	時津町上下水道課		095-882-2538
	下水道	有	時津町上下水道課		095-882-2538
	都市ガス	有	西部ガスお客さまサービスセンター		0570-000-312
交通機関(現地まで)	鉄道	JR長崎本線「高田駅」まで南東約3.3km			
	バス	長崎バス「溝川」停まで北東約0.4km			
公共施設(現地から)	市役所	時津町役場まで		南西約1.3km	
	中学校	時津町立時津中学校まで		北西約0.9km	
	小学校	時津町立時津東小学校まで		南西約0.45km	
◎参考事項(物件の現況、法令上の制限等に関する特記事項)					
1.上記内容については、事前に県が確認したのですが、その他許可条件や建物の建築制限などがある場合がありますので、詳細及び建物建築の可否など建築基準法の規定に関することについては、事前に買主が県または時津町に確認する必要があります。					
2.対象地が接面する道路は私道であり、個人の所有地であることに留意する必要があります。 また、費用負担については、必要ないことを土地の所有者に確認しており、購入者が通行することについても了承を得ています。					

物 件 調 書

建物の概要

建物概要	所 在	西彼杵郡時津町浜田郷字長田692-5
	構 造	コンクリートブロック造陸屋根2階建
	用 途	共同住宅
	床 面 積	建物1(2戸) 1階54.05㎡、2階54.05㎡、合計108.10㎡ 建物2(5戸) 1階135.12㎡、2階135.12㎡、合計270.24㎡
	建築年月日	昭和50年3月31日
使用資材等	基 礎	杭基礎
	屋 根	アスファルト防水
	外 壁	モルタル刷毛引アクリルリシ吹付
	内 壁	プラスター塗りVP、モルタル金ゴテVP、タイル、ラワンベニヤ
	天 井	石膏ボード貼EP、石綿板VP、ラワンベニヤ
	床	モルタル金ゴテ、フローリング、長尺シート、畳、ラワンベニヤ
	建 具	アルミ製、鋼製
◎参考事項(物件の現況等)		
1.当該建物は、築50年を経過しており、屋根等の躯体・基本的構造部分や電気、給排水、衛生等の諸設備については相当の自然損耗・経年変化が認められるところですので、買主はそれを承認・前提として契約書所定の代金で本件を購入するものとします。現時点では雨漏りや水漏れの跡は確認できませんが、引渡後に自然損耗、経年変化による劣化・腐食等を原因として仮に雨漏り、水漏れ、諸設備に故障等があったとしても、それらは隠れた瑕疵に該当するものでなく買主の責任と費用で補修するものとし、県に法的請求・費用負担等を求めないものとします。 2.その他未登記附属建物として、倉庫(木造スレート葺平家建)が3棟、合計概測床面積19.86㎡があります。 3.不動産鑑定の際にアスベスト調査を実施した結果、アスベスト含有材の使用は認められませんでした。 4.現況のままで引き渡します。		

物件番号

R07長警02

物 件 調 書

公用 長崎県西彼杵郡崎郷町砥田郷6-2-5

全部事項証明書

(土地)

表 題 部 (土地の表示)	調製 平成5年2月25日	不動産番号 3109000184911
地図番号 Q45-2	筆界特定 余白	
所 在 西彼杵郡崎郷町砥田郷字長田	余白	
① 地 番	② 地 目	③ 地 積 m ²
692番5	田	861
余白	宅地	868.60
余白	余白	余白
余白	余白	865.89
		原因及びその日付〔登記の日付〕
		692番1から分筆 〔昭和48年11月5日〕
		②年月日不詳地目変更 ①錯誤 国土地調査による成果 〔昭和57年8月16日〕
		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成5年2月25日
		③錯誤 〔令和6年12月24日〕

権 利 部 (甲 区) (所 有 権 に 関 す る 事 項)

順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	昭和48年11月2日 第8115号	原因 昭和48年11月26日売買 所有者 長 崎 県 順位2番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成5年2月25日

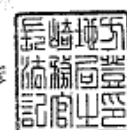


これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和7年5月20日
長崎地方法務局

登記官

大 瀨 賢 彦



- * 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。
- * 下線のあるものは注記事項であることを示す。

整理番号 D62801 (1/3)

1/1

物件調書

公用

登記年月日：令和5年12月24日

これは図面に記載されている内容に基いて作成された図面である。
令和7年5月20日 東京地方法務局

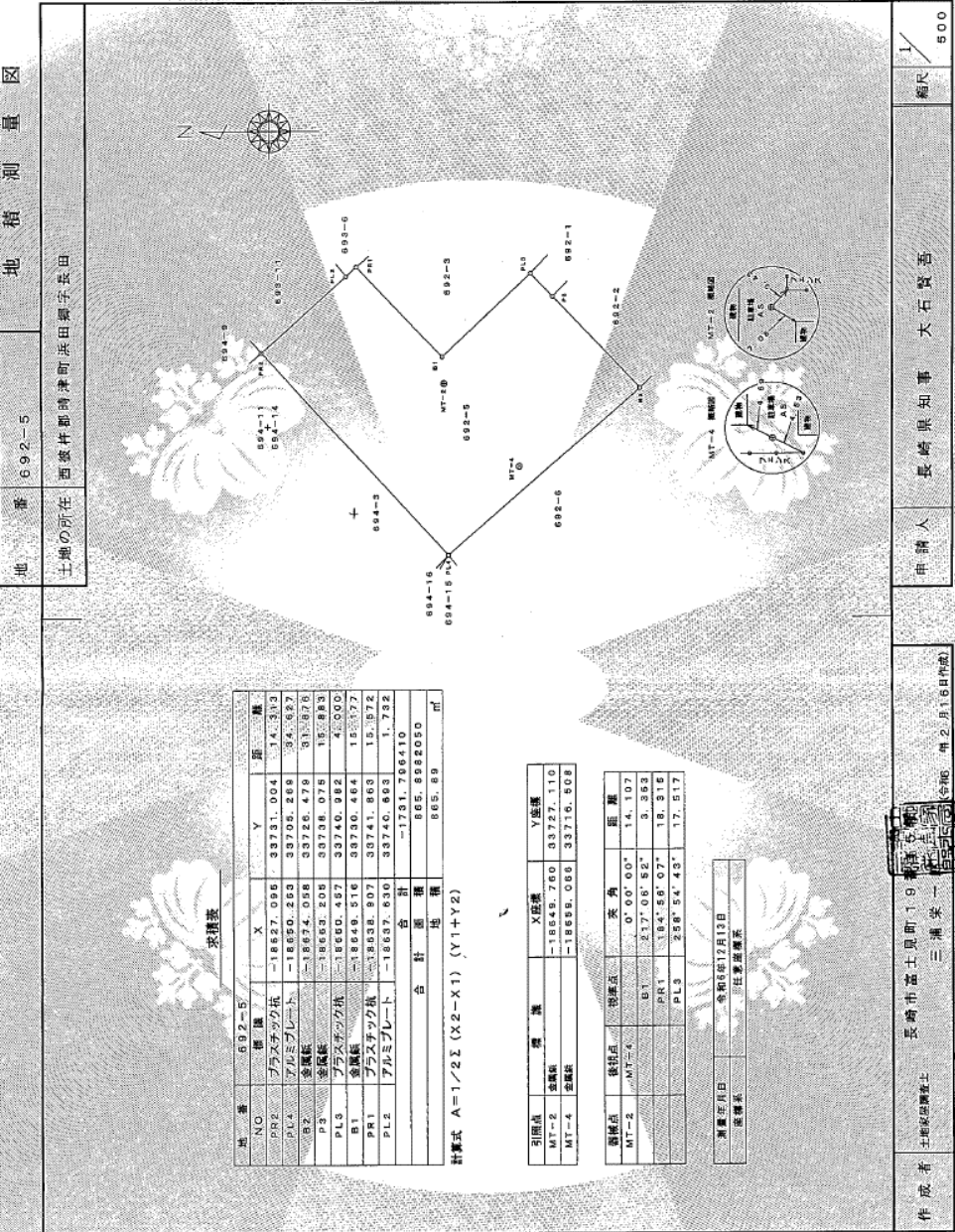
登記官

大石賢吾



調書番号：25-2

地積測量図



作成者 土地測量士 長崎県測量士 三浦 亨

申請人 長崎県知事 大石賢吾

縮尺 1/500

物件番号

R07長警02

物 件 調 書

公用

長崎県西彼杵郡時津町浜田郷6-9-2-5

全部事項証明書

(建物)

表 題 部	(主である建物の表示)	調製	平成5年2月25日	不動産番号	3109000196652
所在図番号	金 白				
所 在	西彼杵郡時津町浜田郷字長田 692番地5			金 白	
家屋番号	692番5			金 白	
① 種 類	② 構 造	③ 床 面 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
宿舍	コンクリートブロック造陸 屋根2階建	1階	54.05	昭和50年3月31日新築	
		2階	54.05		
金 白	金 白	金 白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第 2項の規定により移記 平成5年2月25日	

権 利 部 (甲 区) (所 有 権 に 関 す る 事 項)

順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権保存	昭和52年10月11日 第10228号	所有者 東京都千代田区紀尾井町3番47 警察 共 済 組 合 順位1番の登記を移記
付記1号	1番登記名義人表示変更	平成7年5月10日 第5195号	原因 昭和55年1月1日主たる事務所移転 主たる事務所 東京都千代田区紀尾井町3番2 9号 代位者 長 崎 県 代位原因 平成7年3月24日譲与の所有権移 転登記請求権
	金 白	金 白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成5年2月25日
2	所有権移転	平成7年5月10日 第5196号	原因 平成7年3月24日譲与 所有者 長 崎 県



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和7年5月20日
長崎地方裁判所

登記官

大 演 賢 彦



* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記録されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申請に基づき、
登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは注釈事項であることを示す。

整理番号 D62801 (2 / 3)

1/1

物件番号

R07長警02

物 件 調 書

公用

長崎県西彼杵郡時津町浜田郷6-2-5-2

全部事項証明書

(建物)

表 題 部	(主である建物の表示)	調製	平成5年2月25日	不動産番号	3109000196653
所在図番号	金白				
所 在	西彼杵郡時津町浜田郷字長田 692番地5			金白	
家屋番号	692番5の2			金白	
① 種 類	② 構 造	③ 床 面 積 m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕		
宿舍	コンクリートブロック造陸 屋根2階建	1階 135.12 2階 135.12	昭和50年3月31日新築		
金白	金白	金白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第 2項の規定により移記 平成5年2月25日		

権 利 部 (甲 区) (所 有 権 に 関 す る 事 項)

順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権保存	昭和52年10月11日 第10227号	所有者 東京都千代田区紀尾井町3番47 警 察 共 済 組 合 順位1番の登記を移記
付記1号	1番登記名義人表示変更	平成7年5月10日 第5195号	原因 昭和55年1月1日主たる事務所移転 主たる事務所 東京都千代田区紀尾井町3番2 0号 代位者 長 崎 県 代位原因 平成7年3月24日譲与の所有権移 転登記請求
	金白	金白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成5年2月25日
2	所有権移転	平成7年5月10日 第5196号	原因 平成7年3月24日譲与 所有者 長 崎 県

これは登記記録に登録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に登録されている事項はない。

令和7年5月20日
長崎地方法務局

登記官

大 演 賢 彦



* 「登記の目的」欄に「相続人申出」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、
登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは特種事項であることを示す。

整理番号 D62801 (3 / 3)

1/1

物件調書

登記年月日：昭和52年10月11日

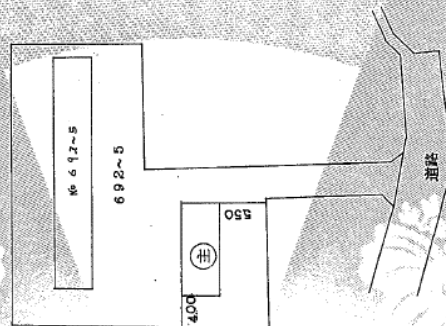
378425

家屋番号	692番5
建物の所在	西彼杵郡時津町灰田郷字長田692番地5

昭和52年10月11日登記

建物平面図

作製年月日	昭和52年10月11日	作製者	長崎市役所工務課	申請人	長崎県土木建築調査士会
測量日	昭和52年10月11日	測量者	長崎県土木建築調査士会	申請人	長崎県土木建築調査士会



(長崎県土木建築調査士会用紙)

縮尺 1/200 1/500

これは図面に記録されている記述を正確とした断面である。
令和5年5月20日 長崎県土木建築調査士会

登記官

大橋誠志



物件調書

登記年月日：昭和52年10月11日

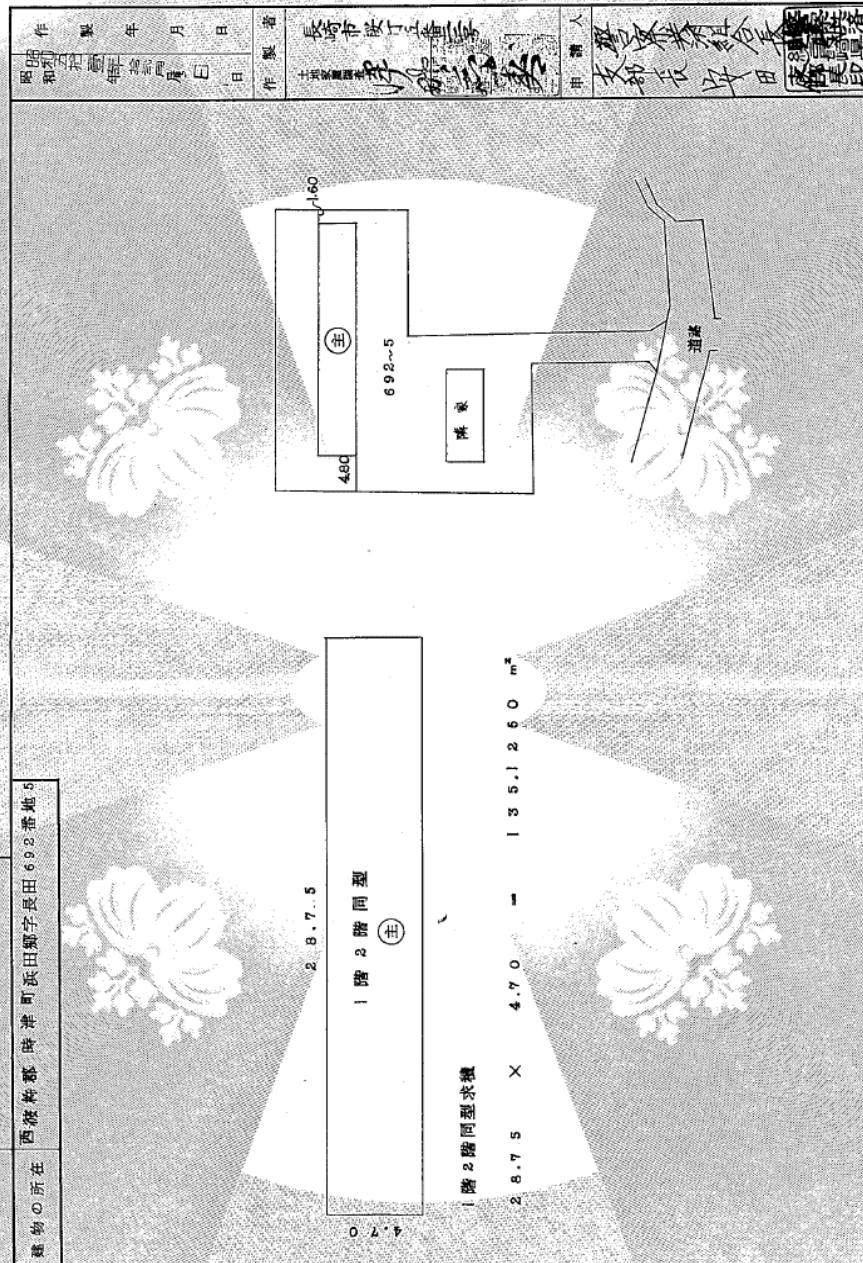
378426

家屋番号 692番5-1

建物の所在 西條郡時津町浜田郷字長田692番地5

昭和52年10月11日登記

建物平面図



(長崎県土木建築士会用紙)

縮尺 1/200 1/600

公用

この図面に記載された内容は、登記簿上の内容と一致するものと見做す。

昭和52年5月20日

長崎県土木建築士会

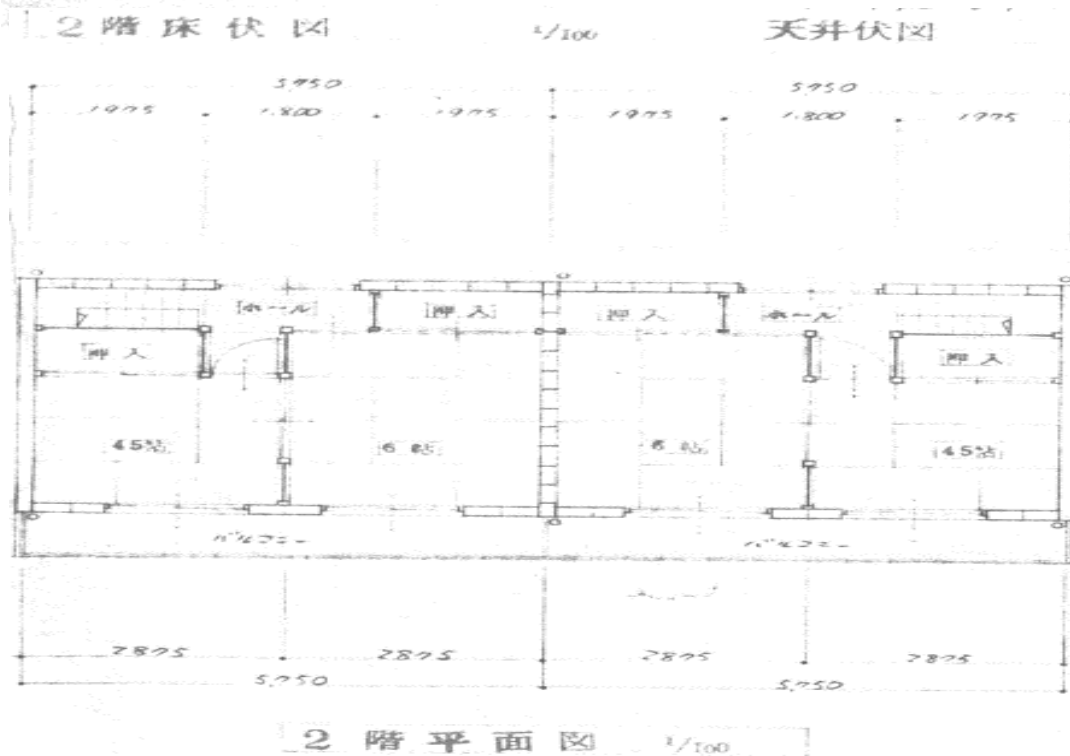
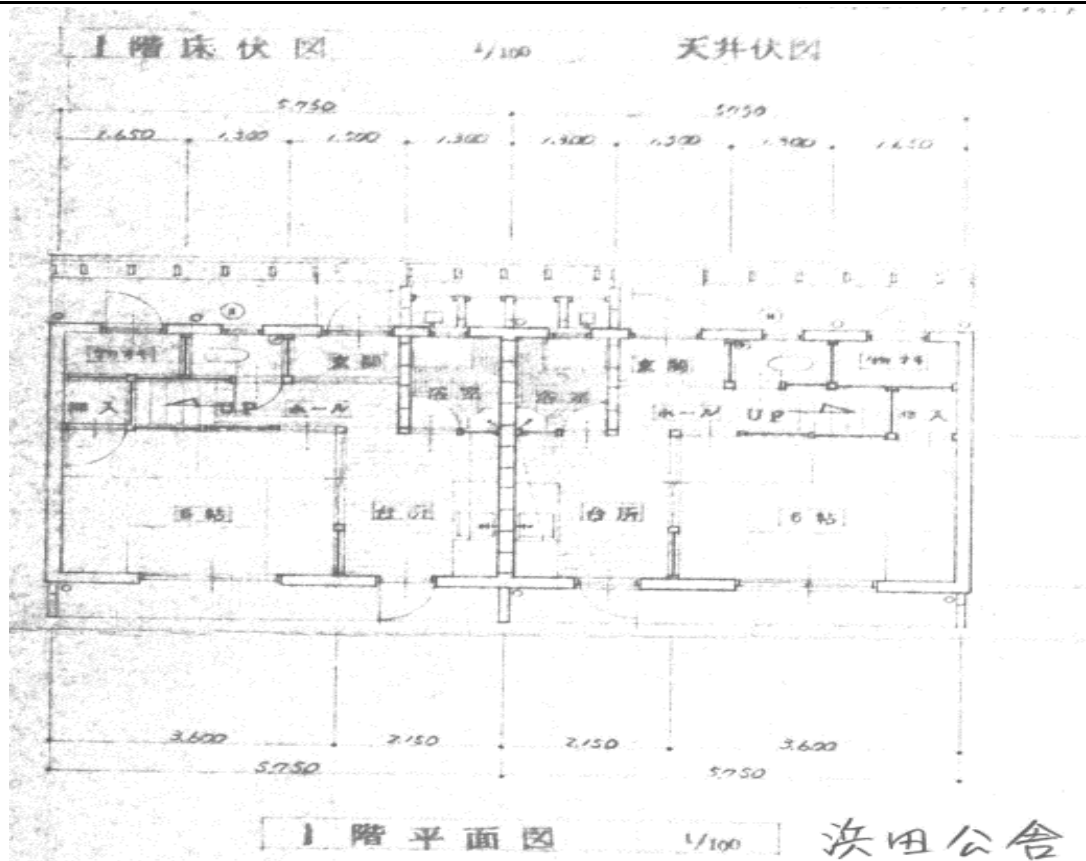
登記簿

大塚建設



請求番号：25-4

物件調書



物件番号

R07長警02

物件調書

